

## 2) 日本の児童福祉における性的虐待の被害確認面接についての独自の課題と留意点

- ① 性的虐待対応における児童相談所、児童福祉諸機関の対応は、児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律、児童相談所運営指針、児童虐待対応の手引き等々に基づいて既に対応中であるが、被害確認についての技術的あるいは対応体制についての情報整理と提供により、より適切・確実な対応体制を整備することは、性的暴力被害に遭っている子どもたちの福祉を守るうえで重要な課題であり、また性的虐待の被害確認に関する福祉分野、教育分野、医療分野、刑事司法分野の各領域の対応連携については、なお今後多くの課題があり、継続的に調査・検証・検討を続けていく必要がある。
- ② 児童相談所における児童福祉法上の被害確認と刑事捜査における被害確認を当面区別することが必要である。  
児童福祉法上：被害確認面接と呼ぶ（詳しくは初期被害調査<sup>\*</sup>）と被害確認面接に分かれる）。  
刑事司法上：orensic interview(ing)の調査面接技法を含む調査手法の展開が期待される。
- ③ 親権に対する一時保護の正当性と親子分離および介入的な対応を含む指導・援助の根拠としての子どもの安全と不適切養育についての立証要件の整理が必要である。
- ④ 福祉の「疑わしきは子どもの安全のために保護」と 刑事の「疑わしきは容疑者の利益に」という対応の違いに立った法的対応の整理が必要である。

- ⑤ 将来的には福祉と刑事司法の統合の可能性、あるいはより緊密な協調を模索する必要がある。これには調査段階での福祉における被害確認調査と刑事司法における捜査との整合性の課題と、事件の立件、起訴において刑事訴訟法における証拠の扱いに関する課題がある。
- ⑥ 初期被害調査<sup>\*</sup>については「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の検討を待つことになる。
- ⑦ 面接技術者を児童相談所自身の職員とするのか、外部専門家とするかについて、両方のあり方を模索する必要がある。資格化の要件、広域な対応力の必要度、行政権限と守秘義務についての法的位置づけ、裁判所側の判断、証人としての職務の位置づけなどに課題があり、検討が必要である。

<sup>\*</sup> 初期被害調査：性的虐待の通告に対する初期対応において、通告情報を確認し、子どもに性的虐待の疑いが認められるかどうか、職権保護して子どもの安全を確保する必要があるかどうか、そうした対応の上で、より詳細な調査と被害確認面接を含む本人調査が必要かどうかを判断するための初期調査。子どもには相談担当の職員（場面は複数設定）が面接し、分離保護が必要かどうかの最小限度の聴取を行う。初対面であり、緊急の対応であり、子どもの当惑が強い状況下での調査については法的客観性の確保と子どもからの自発的な開示が必要であり、高度の専門性が要求される。児童福祉法上、児童相談所長の権限での一時保護の必要性を判断する根拠を構成する要件確認のための調査のひとつとして考えられ、本研究の「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」に

よって検討されている。

## 2. 当面の課題

性的虐待の被害確認面接については、その基本的要点をさらに吟味し、原則的手順と選択応用手順に分類した上で、具体的なプロトコルを作成し、臨床現場で試行実施し、その試行実施を経てより精査を加えた上で、基本的な被害確認の手順の標準化に関する基礎型を開発することが当面の課題と考えられる。詳しくは以下の具体的手順に従った作業が考えられる。

### ① 試行実施用プロトコルの作成

①-1 欧米の forensic interview(ing)のプロトコルの調査

①-2 日本での forensic interview(ing)の活用、翻案活用の実態調査

①-3 日本の児童福祉上の性的虐待被害確認の要件整理

①-4 日本における性的被害確認の手順検討原則的プロトコル、選択的プロトコルの作成

①-5 日本における性的被害確認の面接技術、面接設定条件の整理

①-6 試行実施用プロトコルに基づく面接者の実施研修プログラムの作成

①-7 本研究の分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との調整

② 試行実施用プロトコルによる性的虐待被害確認面接の試行実施

②-1 試行実施用プロトコルのモニター試行機関での検討と調整および修正

②-2 最終的な試行実施用プロトコルの確定

②-3 最終的な試行実施用プロトコルに基づく面接技術の基本研修の実施

②-4 試行実施にあたっての本研究の分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との調整

②-5 試行実施開始以後の技術的な支援と情報収集の実施

②-6 試行実施による面接技法に関わる情報の収集・蓄積

③ 性的虐待被害確認面接手順の標準化に関する基礎型の作成

③-1 試行実施によって得られた知見・情報の確認とモニター機関のヒアリング調査

③-2 性的被害確認面接の基本的手順と選択応用的手順の確定による標準化のための基礎型の作成

③-3 性的被害確認面接の技術研修とフォローアップ・トレーニングプログラム案の作成

③-4 被害確認面接の基礎型の作成にあたって、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との調整

④ 以後の手順の標準化の検討

分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との共同検討

現時点で本分担研究の作業は①-3から①-5について作業途中にある。次年度にモニター試行実施機関が確定した時点で、試行的な実施のための現場での検討を経て、被害調査の実際場面での試行プロトコルを作成する。

## E. 結論

性的虐待の被害確認面接については、性的虐待相談における被害確認の困難さ、日本の児童福祉の制度的現状、児童相談所の相談対応体制を踏まえた上で、児童福祉上の法的立証要件の観点から、欧米のforensic interview(ing)の聴取手順、先駆的な取り組みについての調査結果を参照しつつ、日本の児童福祉における性的虐待被害確認面接の手順案を作成することが重要かつ必要な課題である。

作業の概略手順としては、①試行用の手順案作成、②試行モニター機関での実施、③試行実施した結果情報の分析による標準化のための基本型の作成、の3段階を設定し、日本における性的虐待相談事例における性的虐待被害調査面接手法の基本形とその実施研修、フォローアップ・トレーニング案の作成を目指す。

先駆的な取り組み、および日本の児童福祉現場の実態からみると、分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへ

の性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との十分な情報交換によって試行的な取り組みが性的虐待被害にあっている子どもの安全を確実に保障できるよう、慎重な対応が必要と見られる。なぜならば、中途半端な介入的な初期対応によって、もしも子どもからの被害確認ができず、被害環境からの分離保護に成功しなかった場合、性的虐待がより深く進行しても子どもを守れなくなってしまう危険性が高いからである。実効性を十分に検討しないまま、表面的に厳密な手法だけが評価されて一人歩きした場合、被害の確認が取れなかったことが、そのまま被害事実の否定に力を貸す結果となり、実際に存続するかもしれない性的虐待を温存し、深刻化しても子どもを救えなくさせてしまうことすら、性的虐待の対応の難しさにおいては現実の脅威として想定しておくことが必要である。

こうした観点から、次年度の試行実施にむけての被害確認面接の検討は十分に慎重な検討を行う必要があると共に、どのような試行の要件をもってモニター機関の決定を行うか、その個別的な条件に合わせた最終的な手順や研修体制、フォローアップ体制の検討を重視することとしたい。この点についてはさらに分担研究「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」および「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」の調査研究との調整によって進めることとしたい。

#### G. 研究発表

この件に関して該当事例はない。

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

上記各項目について該当事例はない。

参考資料

1. M・アルドリッチ、J・ウッド著「子どもの面接法—司法手続きにおける子どものケアガイド—」仲真紀子 編訳 齋藤憲一郎、脇中 洋 訳 2004年 北大路書房
2. 英国内務省・英国保健省 編 「子どもの司法面接 —ビデオ録画面接のためのガイドライン—」仲真紀子・田中周子 訳 2007年 誠心書房
3. W・ボーク、R・プロドリッグ、R・フラゴ、D・M・ケリー、D・L・アービン、J・バトラー 著「子どもの面接ガイドブック —虐待を聞く技術—」藤川洋子、小澤真嗣 監訳 2007年 日本評論社
4. 石川瞭子 編集 「現代のエスプリ—性虐待の未然防止—」2008年11月号 至文堂
5. 石川瞭子 編著 「性虐待をふせぐ—子どもを守る術—」 2008年 誠心書房
6. 上野加代子 編著 山野良一、リーロイ・H・ペルトン、村田泰子、美馬達哉 著「児童虐待のポリティクス —『こころ』の問題から『社会』の問題へ—」 2007年 明石書店
7. 上野加代子、野村知二 著「〈児童虐待〉の構築 —捕獲される家族—」 2003年 世界思想社
8. 上野加代子 著「児童虐待の社会学」 1996年 世界思想社
9. E・W・バトラー、H・フクライ、J-E・ディミトリウス、R・クルース 著「マクマーチン裁判の深層 —全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判—」黒沢香、庭山英雄 編訳 2004年 法と心理学会叢書
10. ジョン・E・B・マイヤーズ、ルーシー・バーリナー、ジョン・ブリエール、C・テリー・ヘンドリックス、キャロル・ジェニー、テレザ・A・ライド 編 「マルチリメンター子ども虐待対応ガイド」 p94-p129 p349-p367 p479-p505 p506-p546 p547-p580 小木曾宏 監修、和泉広恵、小倉敏彦、佐藤まゆみ、御園生直美 監訳 明石書店
11. 岡本正子 「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン〈児童養護施設版〉」—平成19年度児童関連サービス調査研究等事業報告書—2008年 こども未来財団
12. 保坂 亨 編「日本の子ども虐待」 p375-p420 2007年 福村出版
13. 千葉大学教育学部研究紀要 第46巻 I：教育科学編「偽りの記憶と諸尺度—被暗示性尺度(GSS, CIS)と解離体験尺度(DES)—」 p1-p18 仲真紀子
14. 日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN) 虐待に関する制度委員会結果報告「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」2006年
15. Christopher J・Hobbs, Helga G・I・Hanks, Jane M・Wynne 「子どもの虐待とネグレクト—臨床家ハンドブック—」 p129-p263 稲垣由子、岡田由香 監訳 2008年 日本小児医事出版社
16. Pamela Crow, L..C.S.W. Judy Bultler, M..Ed 「HELPING CHILDREN RECOVER FROM SEXUAL ABUSE:AGUIDE FOR PARENTS」 CARES NORTHWEST
17. 「児童青年精神医学とその近接領域

- パネルディスカッション『子どもの司法面接』 Vol. 49. no3 p91-p95
18. 子どもの虐待防止センター「CAP ニューズ第 67 号 2008 年夏 子どもへの性虐待 - 私たちが今できることは -」 P1-p12
  19. 西澤 哲他「性的虐待を受けた子どもたちへのソーシャルワーク的援助及び心理的ケアのあり方に関する研究 - 海外での取り組みの検討を中心に -」平成 11 年度 児童環境作り等総合調査研究事業 2000 年
  20. 鎌田 穰 監修 京都ノートルダム女子大学 心理臨床センター編集 「心理・福祉のファミリーサポート 5 性的虐待への対応 - 他職種チームと法的インタビュー 桐野由美子」 p138-p173 金子書房
  21. Erin Sorenson 他著 Handbook on Intake and Forensic Interviewing in the Children Advocacy Center Setting / National Children's Alliance OJJDP Washington, D. C 1997 こども未来財団 平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業「性的虐待事例への援助方法に関する研究班(主任研究員 萩原總一郎) 2004 年「CAC におけるインタークと法的インタビューハンドブック(抄)」
  22. Toni Cavanagh Johnson, Ph. D.: (LCP) SIECUS Report, August/September 1991 「子どもの性行動への理解」柳澤班・岡本班第 2 回研究班会議資料(訳: 大阪教育大学岡本ゼミ)
  23. Toni Cavanagh Johnson, Ph. D 「UNDERSTANDING CHILDREN'S SEXUAL BEHAVIORS -WHAT'S NATURAL AND HEALTHY」 「子どもの性行動 - 自然で健全な性行動とは? -」(訳: 子どもの虹情報センター)
  24. 伊東かほり、武井明 「性的虐待を受けた女子 10 例の臨床的検討」 児童精神医学とその近接領域 49 号(1); p14-p24 2008 年
  25. 田中晶子「子どもへのインタビュー - 虐待事実の識別技法として -」 四天王寺国際仏教大学紀要 第 44 号 2007 年
  26. ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デバンフィリス 編著 庄司順一 監訳「子ども虐待対応ハンドブック - 通告から調査・介入そして終結まで -」 p136-p232 明石書店
  27. 山田不二子 「性的虐待の診察方法」 小児科臨床 Vol.60 No.4 p697-p707 2007 年
  28. 杉山登志郎 編 「児童養護施設における性的虐待対応マニュアル」 2008 年
  29. 神奈川県中央児童相談所「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書」 2004 年
  30. 神奈川県中央児童相談所「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書(第 2 回)」 2007 年
  31. Sherry Bohannon, LCSW, Terry Chianello, LCSW, Robin Flagor, BSW, Jane Gallanger, Supervisor Doug Kettner, Officer, Carl Sieg, Detective, Retired, Charles Sparks, JD, Penny Van Ness, LCSW 「 OREGON INTERVIEWING GUIDELINES」 SECOND EDITION 2004

32. STATE OF MICHIGAN GOVERNOR' S TASK FORCE ON CHILDREN' S JUSTICE AND FAMILY INDEPENDENCE AGENCY 「FORENSIC INTERVIEWING PROTOCOL」
33. Guidelines for medico-legal care of victims of sexual violence : WHO Library Cataloguing-in-Publication Data World Health Organization 2003 GENEVA p75-p102
34. Linda Halliday-Sumner 著 テナー・ネットワーク訳「開かれる心 教師や警察官、専門家に求められる対応」2001 テナー・ネットワーク
35. 西澤哲「性的虐待を受けた子どもの聞き取り面接のあり方に関する研究」平成 17-19 年度厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者 奥山真紀子 2008 年
36. John E. Myers 著 小倉敏彦 訳 「法的システムと子どもの保護」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16 章 2008 年 明石書店
37. Karen J. Saywitz, Gail S, Goodman, Thomas D. Lyon 著 関根和生 訳 「法廷内の内外における子どもへの面接 近年の研究とその実践的意義」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」18 章 2008 年 明石書店
38. Kenneth V. Lanning 著 小倉敏彦 訳 「子どもの性的被害の犯罪捜査」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」17 章 2008 年 明石書店
39. John E. Myers, Paul Stern 著 片上平二郎 訳「専門家の証言」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」19 章 2008 年 明石書店
40. John E. Myers 著 小倉敏彦 訳 「法的システムと子どもの保護」 小木曾宏 監訳 「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16 章 2008 年 明石書店
41. 四方糴子 ほか「アメリカにおける児童虐待の対応－視察報告書－」2004 年 平成 15 年度研究報告書 子どもの虹 情報研修センター
42. 岡本正子「性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究」p161-p201 2008 年 平成 19 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究（主任研究者 高橋重宏）」研究報告書

表1. 児童相談所における性暴力被害確認：forensic interview と被害調査面接 被害確認面接の比較

厚生労働省研究：子どもへの性的虐待の被害確認のための面接のあり方研究班

面接の種類	Forensic Interview	被害調査面接	被害確認面接
主たる根拠法	児童法 刑事訴訟法	児童福祉法	児童福祉法
実施タイミング	48時間以内の保護拘束中	通告による最初の接触	初期接触 or 一時保護中
初動の法的対応の 主担機関	刑事裁判所・警察・検察 少年裁判所・CPS等	児童相談所	児童相談所 (一部 家庭裁判所)
立証の対応原則	刑事：疑わしきは罰せず 児童福祉：疑わしきは保護	疑わしきは保護 (安全確保と調査)	疑わしきは保護 (安全確保)と 家族への指導・援助
立証の特性	刑事：客観的証拠主義 児童福祉：客観的証拠+ 相対的立証性	客観的証拠 もしくは 相対的立証性	客観的証拠 もしくは 相対的立証性
調査方法の特性	法的立証性の確保 暗示・誘導の排除 非指示的自発性を根拠	子どもの安全優先 臨時的援助の配慮 暗示・誘導の排除 非指示的自発性を根拠	法的立証性の確保 暗示・誘導の排除 非指示的自発性を根拠
対象者	被害者である子ども	被害者である子ども	被害者である子ども
設定される時間	原則1回 40分~1時間	1回 20分~30分	原則1回 40分~1時間
面接者の条件	訓練を受けた専門家 ケース担当しない専任担当	訓練を受けた非加害の性 ケース担当CW or CP	訓練を受けた非加害の性 ケース担当しない専任担当
求められる情報	加害行為の立証的証拠	虐待を疑わせる情報	子どもの被害事実の聴取 被害事実の証拠情報確保
目標	加害者の追及・処罰 子どもの保護	子どもの保護判断	子どもの分離保護の判断 援助計画の策定
判断機関	刑事・少年 裁判所	児童相談所	児童相談所 (一部 家裁)
結果としての 対応	加害者の拘束・起訴 子どもの保護(裁判所)	子どもの一時保護と より詳細な被害確認	子どもの分離保護と支援開始 (ごく一部 家裁申し立て)
対応タイミング 日本	警察の緊急逮捕は稀 事前捜査に長期間を要する	即座の対応 緊急保護(調査保護)	保護直後からの比較短時間で の調査実施
対応タイミング 欧米	容疑者の即座拘束 取調べ 加害者の家からの排除命令		
求められる 専門性	刑事訴訟上の立証性ある証 言記録の確保	福祉法上の立証性 民法上の対応根拠	福祉法上の立証性 民法上の対応根拠
対立する法的権利	被疑者の人権 親権	親 権	親 権

【概要説明】

性的虐待、性暴力犯罪の被害確認調査については、欧米の虐待対応機関で実施されている forensic interview (司法面接) における情報収集と確認、特に客観的な法的立証性確保の技術が重要な参考となる。ただし法体系、社会制度、文化の異なる日本の現状において欧米の forensic interview とそれを含む医療・福祉・司法の対応システムをそのまま日本の子ども虐待対応に導入するには無理がある。特に医療診察と刑事司法とのジョイントには多くの課題がある。

わが国の性的虐待対応において、欧米の forensic interview から何を学ぶべきか、欧米の法体系と虐待対応システムとわが国の児童福祉法上の性的虐待対応での被害確認とは、互いにどのような位置づけになるのかを、よく理解・吟味することが重要である。

【整理と提案】日本の児童福祉法上の被害調査には、① 初期の分離保護の要否を確認するための被害調査面接と ② その結果としての被害確認面接 がある。欧米の制度では刑事訴訟上の対応と児童福祉法上の対応が統一され、対応の主眼に刑事訴訟法上の加害者の訴追が含まれており、被害調査は刑事捜査としての加害行為の立証のための事実確認を含む。

法的対応として刑事訴訟法は「疑わしきは罰せず」が原則であり、その立証要件は厳しく反対尋問もある。欧米での立件率は1割前後と報告されている。これに対して児童福祉法上の対応は「疑わしきは保護」が原則である。

日本の児童福祉現場で現在求められるのは、まず児童福祉法上の「一時保護」「長期分離と指導関与」の要否判断と児童福祉法上の対応であり、この点で刑事捜査上の加害行為の立証を制度的に含む forensic interview と異なる。

以上より 日本では「司法」が一般的に刑事司法を指すことから 性的虐待対応においての各手続について、forensic interview→[司法面接]と訳し、児相の初動時の調査→[初期調査面接] 詳細な被害確認調査→[被害確認面接]として共通の呼び方とし、将来においては 福祉・司法・医療 が統合的に扱う体制と 司法面接 の確立を目指したい。

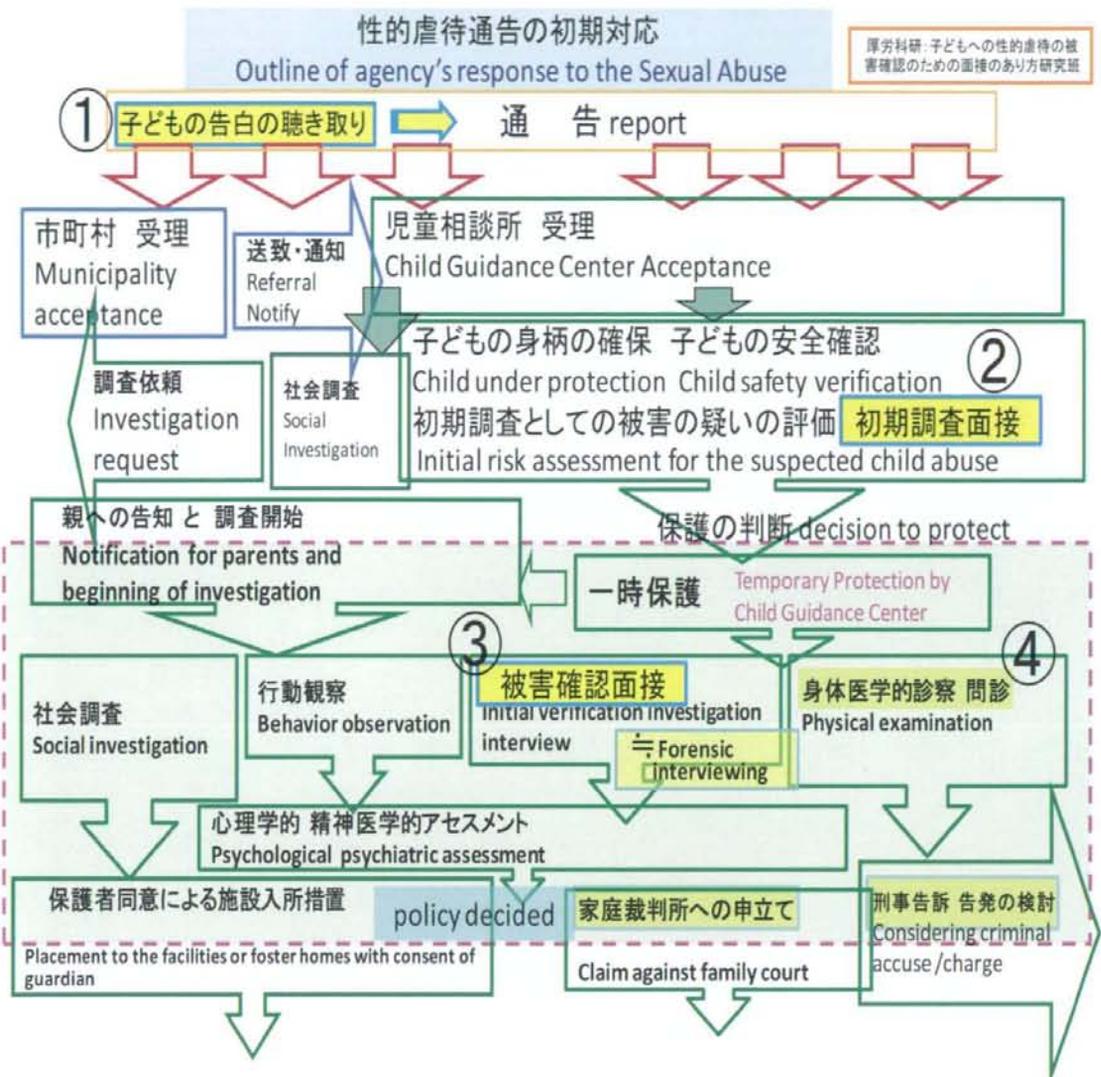


図1. 性的虐待通告からの初期対応における子どもからの被害情報聴取の機会

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究

研究分担者	岡本正子	大阪教育大学教育学部
研究協力者	八木修司	関西福祉大学 (情緒障害児短期治療施設班責任者)
	山本恒雄	日本子ども家庭総合研究所
	小杉 恵	大阪府立母子保健総合医療センター
	丸山恭子	カウンセリングルーム丸山
	藤原慶二	関西福祉大学
	塩見 守	清水が丘学園
	山野泰弘	希望の杜
	永井 享	希望の杜
	新美裕之	あゆみの丘
	中村有生	清水が丘学園
	原田旬哉	児童養護施設子供の家
	高田豊司	児童養護施設広畑学園
	三好真由美	児童養護施設清心寮
	坂井加世子	児童養護施設高鷲学園
	榎本理香	児童養護施設遙学園
	葉師寺順子	大阪府健康福祉部
	渡辺治子	大阪府子ども家庭センター
	木村百合	大阪府子ども家庭センター
	西本美保	大阪府子ども家庭センター
	伊庭千恵	大阪府子ども家庭センター
	三浦由紀	大阪府子ども家庭センター
	林めぐみ	大阪府子ども家庭センター
	南まどか	大阪府子ども家庭センター
	久保田富紀	大阪府子ども家庭センター
	澤井晴子	堺市子ども相談所
	松本佳奈	堺市子ども相談所

## 研究要旨

性的虐待を受けた子どものケアの実態や方法に関する研究はまだごく一部にとどまっており、特に施設保護の受け皿として中心になる児童養護施設に関しては、性的虐待事例への対応状況、ケアする際の困難や課題に関する研究も少ない現状である。

そのような状況の中、研究分担者らが平成19年度に行った、児童養護施設と情緒障害児短期治療施設へ入所した性的虐待事例に関するアンケート調査から、児童養護施設では回答施設中約7割の施設が、情短施設では約8割の施設が性的虐待事例に対応している現状が明らかになった。また対応やケアの課題として、両施設に共通する課題と施設種別による独自の課題とがあり、これらから、性的虐待を受け施設に入所した子どもへの対応やケアの体制、そして方法論の確立が喫緊の課題となっている現状が明らかになった。

これら先行研究を踏まえながら、児童福祉施設における対応とケアの詳細な実態とそのあり方を把握するために、近畿圏の10箇所の児童養護施設と8箇所の情緒障害児短期治療施設の協力を得て「性的虐待を受けた子ども及び性的問題行動を示す子ども」に関する事例調査を行い、児童養護施設75例、情緒障害児短期治療施設94例が集約された。対象となった169例について、今年度は性的虐待を受けた時期や虐待の事実が発覚した時期、対応に困った性的問題やそれ以外の問題、さらに最も対応に苦慮した問題とその経過、および施設ケアの概要について分析し一定の結果を得た。これら今年度に得られた結果、および性的被虐待児への施設ケアに関する研究協力者による数回の討議から、次年度のガイドライン案作成に向けての基礎資料を得た。

しかし、ガイドライン案作成のためには、事例調査の継続した分析と、さらに詳細を把握するための調査が必要である。

## はじめに

子ども時代の性被害体験は、成人した後にも心身に重大な影響を及ぼす可能性があり、早期からの適切なケアの必要性が指摘されている。被害をうけた子どもと家族へのケアは、発見・初期対応時点から始まり、初期対応後の中長期にわたるケアをも視野に入れたアプローチが必要である。しかし日本においては、性的虐待を受けた子どものケアの実態や方法に関する研究、特に施設保護の受け皿になる児童養護施設や情緒障害児短期治療施設における研究に関しては、杉山や西澤らの先駆的な取り組みが見

られるが、まだごく一部にとどまっている。

これらについて虐待対応の先進国である欧米の知見を参考にしようと考えるときに、以下のような違いがある。

まず欧米と違うことは、日本の現状においては、性的虐待が発覚したのちに性的虐待者がそのまま家庭にとどまり、その結果、子どもの安全確保のために子どもが施設保護される場合が少なくないという状況がある。このことは、子どもに多大なストレスを課すことになっており、施設ケアにおいて、子どもと職員ともに困難な道を歩むことになる。

ついで、欧米においては、児童虐待対応機関の初期介入の結果、在宅で子どもの安全が守られないと判断された場合、まずは大部分が里親への委託が選択される状況があり、児童養護施設が第一選択となる日本とは事情が異なっている（日本の児童養護施設においてもより家庭に近い形での養育が模索される状況があるが、まだ少数である）。したがって、子どもの居場所としてはじめに選択される児童養護施設における性的虐待児へのケアについて考え、本研究の最終目的であるケア・ガイドラインを策定するに際して、そのまま参考にしうる欧米の知見は限られており、児童養護施設版ケア・ガイドラインに関しては、それらの知見を参考にしながら、日本の現状に即した内容を構築していく必要がある。

一方、情緒障害児短期治療施設に関しては、イギリスやアメリカにおいても入所施設における治療が必要になった場合の治療施設があるが、予算や施設構造、職員配置、入所児童などの点で違いがある。

このような背景があることを踏まえたうえで、子ども達の安全と成長発達・自立を支援する場としての機能をいかに現状の中で構築できるか、それを目的とした研究、ケア・ガイドラインの策定は喫緊の課題である。

性的虐待を受けて施設に入所した子どもへのケアを考える時に、その課題には大きく分けて構造的課題と質的課題に分けて整理できるが、子どもの最善の利益を守るためには、両方の課題に取り組む必要があり、また両者は、全く独立して扱えない部分もある。今回の研究は、質的課題へ軸足を置きながら、必然的にでてくる構造的課題に

についても整理していくという方法論を取る。

研究分担者らは平成 19 年度に児童養護施設と情緒障害児短期治療施設へ入所している性的虐待児に関する全国調査を行い、それを踏まえた児童養護施設版ケア・ガイドラインを試行的に策定した。

しかしこの先行研究は、量的に現状を把握しそれを踏まえたガイドラインの策定であるため、より現場に密着したガイドラインを策定するためには、事例概要や支援状況の詳細な実態を把握することが必要になる。そのために今回の研究においては、児童養護施設で子どもに直接関わっている職員および心理療法士、家族支援専門相談員、情緒障害児短期治療施設職員、児童相談所職員を中心に研究組織を構成した。

研究 1 年目である今年度は、上記目的のために研究協力者のいる施設および研究協力者と交流のある施設を中心にした事例調査を行った。ついで研究協力者による討論を通じて現状に関する共通理解を深め、課題を整理し、共有するを行なった。

## A. 研究目的

研究分担者らが平成 19 年度に行なった児童養護施設と情緒障害児短期治療施設への調査から、両施設共通の課題として子どもへの対応やケア、保護者（非虐待親及び虐待者）と施設との関係、児童相談所や学校等外部機関との連携、施設の構造的課題などの課題が明らかになり、それらは性的虐待の特性を踏まえた視点での対応やケアを要する内容が含まれていた。また、施設内ケアにおいて職員が対応困難と思っている問題は、「子ども同士の性的トラブル」、

「パニック」、「子ども同士の恋愛問題」、「暴力性の問題」、などであったが、上位10項目中6項目が性を巡る問題で、その中でも「子どもの同士の性的トラブル」が困難度が高いという結果であった。

施設種別で見ると、児童養護施設では、「性的虐待を受けた子ども及び性的問題行動を示す子ども」のうち、「他の理由での施設入所後に、入所前の性的虐待が発覚する」事例が約43%あったこと、また情緒障害児短期治療施設では中学生年齢の入所児童が多いことや治療に関する課題など、施設種別による独自の課題もあることが明らかになった。

今年度は、上記課題の中、子どもの施設ケアに焦点をあて、その中でも対応困難度が高かった「性的問題行動」を中心に、昨年度の調査では充分把握できなかった対応とケアに関する詳細な実情を把握するために事例調査を行なう。そして、その分析から課題の整理と確認を行い、次年度のガイドライン案作成に向けての基礎資料を得ることを目的とした。

## B. 研究方法

### 1 対象

#### 1) 対象施設

##### ①児童養護施設

大阪府（大阪市を除く）、堺市、および兵庫県所管施設の中で、研究協力者のいる6施設および研究協力者の依頼に応じた4施設合計10施設

##### ②情緒障害児短期治療施設

近畿圏の9つの情緒障害児短期治療施設

#### 2) 対象事例

現在入所中の「性的虐待を受けて入所した子ども及び性的問題行動を示す子ども」（退所した子どもで充分関わった子どもも一部含む）

注1：性的虐待を受けた子ども：児童虐待防止法に規定された保護者及び保護者に準ずる同居人からの性的虐待を受けた子ども、さらに同居あるいは同居に準ずる子どものきょうだいからの性的侵害行為も含む

注2：性的問題行動を示す子ども（添付調査票参照）

## 2 調査時期

平成20年10月～12月

## 3 調査方法

### ①調査用紙

研究協力者による数回の検討を経て作成した調査票について、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会による承認を得て用いた。

### ②配布・回収方法

#### ○大阪府および堺市所管施設

研究班会議終了後、協力者へ直接配布された調査票に研究協力者が記入あるいは研究協力者に依頼された直接担当者が記入したのち、大阪府管施設は大阪府子ども家庭センターの研究協力者へ、堺市管施設は堺市子ども相談所の研究協力者に直接手渡しした。

○大阪府・堺市所管以外の兵庫県児童養護施設、及び近畿圏の情緒障害児短期治療施設は、郵送による配布および回収をおこなった。その際、調査票の記入は研究協力者

あるいは研究協力者に依頼された直接担当者が記入した。

### ③分析

自由記載による回答は、資料の「調査票の入力項目」に沿って数値化した。また、大阪府及び堺市所管施設の調査は各々のセンターで入力し、数値化したデータを研究分担者のもとに集約した。またそれ以外の施設に関しては、研究分担者及び情緒障害児短期治療施設班責任者のもとで入力し、大阪府データと合わせて分析を行なった。

分析は、単純集計とクロス集計を行なった。クロス集計に際しては、変数間の関連性を調べるため $\chi^2$ (カイ)二乗検定を行った。なお、危険率の標記は次のようにする。

p < .05	*
p < .01	**
p < .001	***
NS: 有意差が認められない場合	

#### (倫理面への配慮)

調査においては、個人情報への扱いに十分注意し、結果の集計に当たっては数量的に処理した。なお、本調査研究について日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査を受け、承認のうえ、実施した。

## C. 結果

### 1 対象児の概要

#### 1) 施設種別

施設種別では、「児童養護施設」が75例(44.4%)、「情緒障害児短期治療施設」が94例(55.6%)であった(表1)。

#### 2) 現在の年齢区分

現在の年齢区分は、最も多かったのは「中学」の62例(36.9%)で、次いで「中卒以

上」の44例(26.2%)、「小学4年～6年」の32例(19.0%)であった。両施設を比較すると、児童養護施設では低年齢児(就学前・小学校1～3年)の割合が多く、情緒障害児短期治療施設では中学生の割合が多い(表2)。

#### 3) 性別

不明を除いた165例中、「男子」が68例(41.2%)、「女子」が97例(58.8%)であった。そのうち児童養護施設においては、女子が男子の約2倍を占めている(表3)。

#### 4) 入所期間

入所期間は、全体で最も多いのは「1～2年」の50例(29.6%)で、次いで「3～5年」の38例(22.5%)、「1年未満」の28例(16.6%)であった。そのうち児童養護施設では6年以上が最も多いが、情緒障害児短期治療施設では1～2年が最も多く、6年以上という事例は含まれていない(表4)。

#### 5) 入所理由

入所理由を施設種別で見ると、児童養護施設では、「虐待以外の養護性41.3%」、「他の虐待による保護26.7%」と多く、情緒障害児短期治療施設では、「他の虐待による保護33.3%」、「子どもの問題行動26.9%」であった。入所理由が「性的虐待による保護」は、児童養護施設では14.7%、情緒障害児短期治療施設では16.1%となっていた(表5)。

また、入所理由を性別との関係で見ると、男子が「他の虐待による保護36.8%」、「虐待以外の養護性26.5%」、「子どもの問題行動19.1%」と回答した事例が多く、女子では「性的虐待による保護26.0%」、「他の虐待による保25.0%」と回答した事例が高くなっている(表6)。

## 2 対象児の性被害体験

### 1) 性的虐待

#### ①性的被虐待歴

施設入所時点における性的被虐待歴の有無に関しては、全事例 169 例中、「有」が 67 例 (39.6%)、「無」が 42 例 (24.9%)、「疑い」が 39 例 (23.1%)、無回答 21 例であった (表 7)。また、表 8 に示すように、性的被虐待歴の有無と性別の間には、有意差が認められ ( $p < .001$ )、男子は「無」が、女子は「有」が多かった。

ついで施設種別で見ると (表 9)、「有」は児童養護施設 42.0%、情緒障害児短期治療施設 48.1% とほぼ同じ割合であるが、「疑い」は児童養護施設 40.6%、情緒障害児短期治療施設 13.9% と児童養護施設が多い結果となっていた。これらから、今回対象となった事例においては、情緒障害児短期治療施設においては入所前に性的被虐待歴が明らかになっているケースが多いのに比し、児童養護施設においては、入所前に性的虐待の有無が明らかになっていない「疑い」事例が多いという結果であった。

#### ②性的虐待の被害時期

性的虐待の被害時期に関する回答のあった 102 例のうち、「入所前」が 91 例 (89.2%)、「入所後」が 11 例 (10.8%) であった (表 10)。この場合、入所後に被害有りの 11 例については、入所時点では性的被虐待歴がなかったが、施設入所後に、外泊中に性的虐待を受けた (親の性行為を見るなども含む) 事例である。児童養護施設においては虐待以外の養護性などで幼少期に入所し、長い入所期間中に性的虐待を受ける事例もある。

#### ③性的虐待の判明時期 (表 11)

性的虐待の判明時期に関する回答のあった 98 例中、「入所前」が 51 例 (52.0%)、「入所後」が 47 例 (48.0%) であった。それを施設種別で見ると、児童養護施設が「入所後」、情緒障害児短期治療施設が「入所前」と回答した事例数の割合が高い ( $p < .01$ )。

この場合、児童養護施設の入所に判明した 33 例のうち入所後被害の 10 例を除くと、入所前の性的被虐待歴が入所前に 20 例、入所後に 23 例判明したことになり、半分は入所後に判明したことになる。

これらの詳細については再調査の必要がある内容も含まれているが、この調査結果から言えることは、児童養護施設においては、他の理由で入所後に性的虐待を受ける事例が一定数存在するという事実と、また入所後に判明することが多いということである。一方、情緒障害児短期治療施設においては、被害時期はほとんど入所前であり、判明時期も入所前が多いという結果である。

### 2) 性的虐待以外の性暴力

#### ①性的虐待以外の性暴力被害時期 (表 12)

性的虐待以外の性暴力被害の被害時期については、回答のあった 60 例のうち、「入所前」が 23 例 (38.2%)、「入所後」が 37 例 (61.7%) であった。それを施設種別で見ると、児童養護施設が「入所後」と回答した事例数の割合が高い ( $p < .05$ )。

#### ②性的虐待以外の性暴力被害判明時期

性的虐待以外の性暴力被害の判明時期については、回答のあった 59 例中、「入所前」が 16 事例 (27.1%)、「入所後」が 42 事例 (72.9%) であった (表 13)。

以上のことから、今回の調査対象となった施設においては、入所後に性暴力被害を受けた事例が一定数あることを示している。

表1 施設種別

	事例数	%
児童養護施設	75	44.4
情緒障害児短期治療施設	94	55.6
合計	169	100.0

表2 年齢区分

		就学前	小学1年～3年	小学4年～6年	中学	中卒	合計
児童養護施設	事例数	5	14	15	22	19	75
	%	6.7%	18.7%	20.0%	29.3%	25.3%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数		11	17	40	25	93
	%	.0%	11.8%	18.3%	43.0%	26.9%	100.0%
合計	事例数	5	25	32	62	44	168
	%	3.0%	14.9%	19.0%	36.9%	26.2%	100.0%

表3 性別

		男性	女性	合計
児童養護施設	事例数	27	45	72
	%	37.5%	62.5%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	41	52	93
	%	44.1%	55.9%	100.0%
合計	事例数	68	97	165
	%	41.2%	58.8%	100.0%

表4 入所期間×施設種別

		1年未満	1～2年	3～5年	6年以上	不明	合計
児童養護施設	事例数	10	7	11	20	27	75
	%	13.3%	9.3%	14.7%	26.7%	36.0%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	18	43	27		5	93
	%	19.4%	46.2%	29.0%	.0%	5.4%	100.0%
合計	事例数	28	50	38	20	32	168
	%	16.7%	29.8%	22.6%	11.9%	19.0%	100.0%

\*\*\*

表5 入所理由×施設種別

		性的虐待による保護	他の虐待による保護	虐待以外の養護性	子どもの問題行動	措置変更	その他	不明	合計
児童養護施設	事例数	11	20	31	2	4		7	75
	%	14.7%	26.7%	41.3%	2.7%	5.3%	0%	9.3%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	15	31	5	25	12	1	4	93
	%	16.1%	33.3%	5.4%	26.9%	12.9%	1.1%	4.3%	100.0%
合計	事例数	26	51	36	27	16	1	11	168
	%	15.5%	30.4%	21.4%	16.1%	9.5%	.6%	6.5%	100.0%

\*\*\*

表6 入所理由×性別

		性的虐待による保護	他の虐待による保護	虐待以外の養護性	子どもの問題行動	措置変更	その他	不明	合計
男	事例数	1	25	18	13	8		3	68
	%	1.5%	36.8%	26.5%	19.1%	11.8%	0%	4.4%	100.0%
女	事例数	25	24	17	13	8	1	8	96
	%	26.0%	25.0%	17.7%	13.5%	8.3%	1.0%	8.3%	100.0%
合計	事例数	26	49	35	26	16	1	11	164
	%	15.9%	29.9%	21.3%	15.9%	9.8%	.6%	6.7%	100.0%

\*\*

このことは、今回の対象が性的虐待を受けた子どもだけでなく、性的問題行動を示す子どもも対象としていることの間連も考えられるが、詳細は更なる分析が必要な部分である。

また調査に事例として挙げたということは、性暴力被害が生じた時にそれを把握していることを示しており、児童相談所との連携のもと保護者へも向き合いながら前向きに対応している状況がみられた。

### 3 性的虐待以外の虐待歴（表 14、15、16）

身体的虐待の虐待歴について無回答を除いた 146 例のうち、「有」が児童養護施設

で 59.1%、情緒障害児短期治療施設で 68.8%と情緒障害児短期治療施設がやや多い結果であった。

ネグレクトについても、無回答を除いた 144 例のうち、「有」が児童養護施設で 57.6%、情緒障害児短期治療施設 67.9%と情緒障害児短期治療施設がやや多い結果であり、「疑い」をいれても情緒障害児短期治療施設がやや多い結果であった。

心理的虐待については無回答を除いた 131 例のうち、「有」が児童養護施設で 41.3%、情緒障害児短期治療施設で 47.1%とやや情緒障害児短期治療施設が多いが、「疑い」もいれた場合、両施設間での差異は他の虐待に比し少なかった。

表 7 性的被虐待歴（全体）

	事例数	%
有	67	39.6
無	42	24.9
疑い	39	23.1
無回答	21	12.4
合計	169	100.0

表 8 性的被虐待歴×性別

		有	無	疑い	合計
男	事例数	10	25	15	50
	%	20.0%	50.0%	30.0%	100.0%
女	事例数	55	15	24	94
	%	58.5%	16.0%	25.5%	100.0%
合計	事例数	65	40	39	144
	%	45.1%	27.8%	27.1%	100.0%

\*\*\*

表 9 性的被虐待歴×施設種別

		有	無	疑い	合計
児童養護施設	事例数	29	12	28	69
	%	42.0%	17.4%	40.6%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	38	30	11	79
	%	48.1%	38.0%	13.9%	100.0%
合計	事例数	67	42	39	148
	%	45.3%	28.4%	26.4%	100.0%

\*\*\*

表 10 性的虐待被害時期（施設種別）

		入所前	入所後	合計
児童養護施設	事例数	46	10	56
	%	82.1%	17.9%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	45	1	46
	%	97.8%	2.2%	100.0%
合計	事例数	91	11	102
	%	89.2%	10.8%	100.0%

\*

表 11 性的虐待判明時期（施設種別）

		入所前	入所後	合計
児童養護施設	事例数	20	33	53
	%	37.7%	62.3%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	31	14	45
	%	68.9%	31.1%	100.0%
合計	事例数	51	47	98
	%	52.0%	48.0%	100.0%

\*\*

表 12 性的虐待以外の性暴力被害の被害時期

		入所前	入所後	合計
児童養護施設	事例数	7	22	29
	%	24.1%	75.9%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	16	15	31
	%	51.6%	48.4%	100.0%
合計	事例数	23	37	60
	%	38.3%	61.7%	100.0%

\*

表 13 性的虐待以外の性暴力被害の判明時期

		入所前	入所後	合計
児童養護施設	事例数	5	24	29
	%	17.2%	82.8%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	11	19	30
	%	36.7%	63.3%	100.0%
合計	事例数	16	43	59
	%	27.1%	72.9%	100.0%

表 14 身体的被虐待歴（施設種別）

		有	無	疑い	合計
児童養護施設	事例数	39	22	5	66
	%	59.1%	33.3%	7.6%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	55	16	9	80
	%	68.8%	20.0%	11.3%	100.0%
合計	事例数	94	38	14	146
	%	64.4%	26.0%	9.6%	100.0%

表 15 ネグレクト歴（施設種別）

		有	無	疑い	合計
児童養護施設	事例数	38	20	8	66
	%	57.6%	30.3%	12.1%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	53	19	6	78
	%	67.9%	24.4%	7.7%	100.0%
合計	事例数	91	39	14	144
	%	63.2%	27.1%	9.7%	100.0%

表 16 心理的虐待歴（施設種別）

		有	無	疑い	合計
児童養護施設	事例数	26	24	13	63
	%	41.3%	38.1%	20.6%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	32	26	10	68
	%	47.1%	38.2%	14.7%	100.0%
合計	事例数	58	50	23	131
	%	44.3%	38.2%	17.6%	100.0%

## 4 入所時の家族形態（表 17）

入所時の家族形態に関する回答のあったうち、最も多かったのは「母子家庭」の 61 事例（36.1%）で、次いで「実父母家庭」・「継父・実母家庭」の 34 事例（20.1%）、「父子家庭」の 21 事例（12.4%）であった。

## 5 性的虐待者（表 18）

入所時の性的虐待者に関する回答のあったうち、最も多かったのは「実父」の 33

事例（19.5%）で、次いで「継父」の 21 事例（12.4%）、「きょうだい（男）」の 9 事例（5.3%）であった。なお、「不明」は除いている。

## 6 現在までの施設への入所歴（表 19）

現在の施設までの入所歴と施設種別の間では、「不明」を除く全項目において情緒障害児短期治療施設が回答した事例数の割合が高い。

表 17 入所時家族状況

		実父母家庭	実父・継母家庭	継父・実母家庭	父子家庭	母子家庭	その他	合計
児童養護施設	事例数	16	4	12	10	24	9	75
	%	21.3%	5.3%	16.0%	13.3%	32.0%	12.0%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	18	2	22	11	37	3	93
	%	19.4%	2.2%	23.7%	11.8%	39.8%	3.2%	100.0%
合計	事例数	34	6	34	21	61	12	168
	%	20.2%	3.6%	20.2%	12.5%	36.3%	7.1%	100.0%

表 18 入所時の性的虐待者×施設種別

	実父	継父	きょうだい (男)	親族 (叔父、 伯父等)	その他男	実母	不明	虐待者なし	合計	
児童養護施設	事例数	19	10	4	3	3	2	20	14	75
	%	25.3%	13.3%	5.3%	4.0%	4.0%	2.7%	26.7%	18.7%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	14	11	5	4	5	6	8	40	93
	%	15.1%	11.8%	5.4%	4.3%	5.4%	6.5%	8.6%	43.0%	100.0%
合計	事例数	33	21	9	7	8	8	28	54	168
	%	19.6%	12.5%	5.4%	4.2%	4.8%	4.8%	16.7%	32.1%	100.0%

\*\*

表 19 現在の施設入所までの入所歴×施設種別

	過去にあり	別施設から現施設に措置変更	なし	不明	合計	
児童養護施設	事例数	8	6	17	44	75
	%	10.7%	8.0%	22.7%	58.7%	100.0%
情緒障害児短期治療施設	事例数	11	21	60	1	93
	%	11.8%	22.6%	64.5%	1.1%	100.0%
合計	事例数	19	27	77	45	168
	%	11.3%	16.1%	45.8%	26.8%	100.0%

\*\*\*

## 7 対象児童の特性

### 1) 知的障害 (表 20)

知的障害に関する回答のあった 165 例のうち、最も多いは「無」の 104 例 (63.0%) で、次いで「有」の 37 例 (22.4%)、「疑い」の 17 例 (10.3%) であった。なお、「無回答」の 4 例は除いている。

### 2) 発達障害 (表 21、22)

発達障害に関する回答のあったうち、表 21 に示すように、最も多いのは「無」の 86 例 (57.0%)、次いで「有」の 29 例 (19.2%)、「疑い」18 例、「不明」18 例であった。なお、「無回答」の 18 事例は除いている。またそれを施設種別で見ると、児童養護施設に比べ情緒障害児短期治療施設の方が「有」と回答した事例数の割合が高く ( $p < .01$ )、性別との関連では、男子の方が「有」と回答した事例数の割合が高い ( $p < .001$ )。

### 3) 第二次性徴 (表 23)

第二次性徴に関する回答のあったうち、最も多かったのは「有」の 109 事例 (64.5%)、次いで「無」の 50 事例 (29.6%)、「不明」の 4 事例 (2.4%) であった。

### 4) 対人的共感性の問題 (表 24)

対人的共感性の問題を施設種別で見ると、情緒障害児短期治療施設が「有」と回答した事例数の割合が高く、児童養護施設では「気になる」と回答した事例数の割合が高い ( $p < .01$ )。また性別では、男子の方が「有」と回答した事例数の割合が高い ( $p < .05$ )。この場合は、対人的共感性の問題は、愛着障害との関連からの回答と発達障害との関連での回答が混在していると考えられ、更なる分析が必要な項目である。

## 8 対応上困った児童の性的問題行動

### ① 対応上困った児童の性的問題行動

「有」が 148 事例 (88.1%)、「無」が 20 事例 (11.9%) であった (表 26)。

また対応上困った児童の性的問題行動の有無と性別の間 (表 27) では、女子に比べ男子の方が「有」と回答した事例数の割合が高い ( $p < .05$ )。

### ② 対応上困った性的問題行動の特性

対応上困った児童の性的問題行動の特性について、主なもの 4 項目までを複数回答